

大学機関別認証評価

自己評価書

令和7年6月

鳴門教育大学

目 次

I	大学の現況、目的及び特徴	1
II	基準ごとの自己評価	
領域1	教育研究上の基本組織に関する基準	3
領域2	内部質保証に関する基準	6
領域3	財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	14
領域4	施設及び設備並びに学生支援に関する基準	20
領域5	学生の受入に関する基準	24
領域6	教育課程と学習成果に関する基準	
	基準の判断 総括表	28
	学校教育学部	29
	学校教育研究科 人間教育専攻	34
	学校教育研究科 高度学校教育実践専攻	46

I 大学の現況、目的及び特徴

1 現況

- (1) 大学名 鳴門教育大学
- (2) 所在地 徳島県鳴門市
- (3) 教育研究上の基本組織

学士課程	学校教育学部
大学院課程	学校教育研究科（人間教育専攻、高度学校教育実践専攻）

- (4) 学生数及び教員数（令和7年5月1日現在）

学生数	学部441人、大学院528人
教員数	専任教員数：125人、助手数：0人

2 大学等の目的

大学	鳴門教育大学は、学校教育にかかる諸科学の理論的及び実践的研究を総合的に推進するとともに、豊かな教養を培い、人間性に対する多面的な理解と深い人間愛とに支えられた教育者としての使命感をもつ有為な教員を育成し、もって教育、学術及び文化の進展に寄与することを目的とする。（国立大学法人鳴門教育大学学則第1条第2項）
学校教育学部	学校教育学部は、学術の中心として広く豊かな知識を授けるとともに、学校教育に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開しうる優れた初等教育教員及び中学校教員を養成することを目的とする。（国立大学法人鳴門教育大学学則第29条）
学校教育研究科	<p>大学院学校教育研究科の修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、教育等に関する理論と応用及び教育実践の場における教育研究能力を教授研究し、その深奥をきわめ、併せて現代における様々な教育課題の解決・改善及び日本型教育システムにより開発途上国の教育改善を支援できる能力を培うとともに、教育等にたずさわる者の使命と熱意に応え、その研究研鑽を推進することを目的とする。（国立大学法人鳴門教育大学学則第57条第1項）</p> <p>大学院学校教育研究科の専門職学位課程は、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための深い学識及び卓越した能力を培うとともに、幅広い視点からの問題分析力・対応力・解決力により学校や地域で指導力を発揮し、優れた教育実践を展開できる力量を養うことを目的とする。（国立大学法人鳴門教育大学学則第57条第2項）</p>

3 特徴

新構想の「教員のための大学」として設立された本学は、設立の理念に含まれている普遍的な意味をとらえなおし、本学のミッションを「よい教師を1人でも多く」と定め、今日の社会情勢を踏まえた第4期中期目標・計画期間中の目標（ビジョン）を「主体的に学び、創造的に実践する教師づくり・学校づくり」の実現とし、「教師教育のトップランナー」の役割を担う、先導的な教師教育の開発と実践に取り組んでいる。

学校教育学部は全国トップレベルの教員就職率を維持しており、令和6年3月卒業者の教員就職率は87.9%で、44の国立教員養成大学・学部の中で第1位となった。前年度から2年連続第1位で、母数を卒業生全体で計算した場合の教員就職率も合わせると直近15年間で12回目である。

<p>○学校教育学部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「広域分散協働型教員養成モデル」として、四国5国立大学における連携教職課程（美術、家庭、情報）の設置、運営 ・大学が要求する能力の評価規準（スタンダード）に学生の学修を合致させる教育（規準適応型教育）から、学生が自らの学びをデザインするための指針（鳴門パースペクティブ）を制定し、指針を参照しながら自己の成長課題に向けて主体的な学修（セルフデザイン型学修）を展開し、自分なりの教師像や強みとなる力量を確立していく自己伸長型教員養成への転換 ・教員養成学修可視化システム（セルデザ）を活用した、学びデータの蓄積やAIによるフィードバック等 ・学生自らの課題意識と関連ある地域課題等に、地域のステークホルダーと一緒に取り組む「学びを統合する体験活動（セルデザクエスト）」の開設
<p>○学校教育研究科</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学びの交流プログラム（専門職学位課程で学ぶ現職教員と、修士課程で学ぶ開発途上国の現職教員や教育行政職員等が共に学ぶプログラム）の実施による、文化的多様性に対応できる資質・能力の向上 ・トランスファラブルスキルの体系化とそれに対応したカリキュラム・チェックリストの策定 <p>【修士課程】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公認心理師と臨床心理士の受験資格の取得が可能 ・独立行政法人国際協力機構（JICA）と連携協力した開発途上国教員研修等、日本型教育システムを展開し、広める取組 ・JICA研修員との交流や学生の海外派遣などを通じ、国際感覚にあふれ、多様な価値観や文化を許容できる視野を持ったグローバルな教育人材の養成 <p>【専門職学位課程】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現職教員が働きながら学ぶこと（課題意識に立脚した大学院での学びをタイムリーに実践できる仕事と学びの好循環）を可能とした「教職大学院遠隔教育プログラム」の開設

II 基準ごとの自己評価

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

：「該当なし」

基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目1-1-1] 学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合は、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価書の「I 大学の現況、目的及び特徴」に記載のため、新たな資料は不要 前回評価以降に改組があった場合は、大学の設置等の認可申請・届出に係る提出書類の様式（別記様式第2号（その1の1）基本計画書） 共同教育課程等を置いている場合は、大学間で取り交わされた協定書、教育課程の編成・実施その他運営のための協議会の設置を定める文書及びその協議会の開催状況が分かる資料 		
	1-1-1-01 四国地域大学ネットワーク機構 大学等連携推進法人の認定通知		
	1-1-1-02 四国地域大学ネットワーク機構 四国5国立大学による連携教職課程に係る申合せ		
	1-1-1-03 四国地域大学ネットワーク機構 教職連携委員会規則		
	1-1-1-04 四国地域大学ネットワーク機構 連携教職課程部会要項		
	1-1-1-05 四国地域大学ネットワーク機構 連携教職課程事務WG要項		
	1-1-1-06 四国地域大学ネットワーク機構 R6事業報告書附属明細書		
	<ul style="list-style-type: none"> 文部科学大臣の認定を受けている法曹養成連携協定がある場合は、大学間で取り交わされた有効な協定書 大学設置基準第57条等により、教育課程等に関する事項の改善に係る先導的な取組に関する特例の認定を受けている場合は、申請書（様式1）、申請計画書（様式2）、教育課程等特例認定大学等の認定等に関する規程第1条各号（第4号及び第5号を除く。）に掲げる基準に適合することを証する書類（様式3）、及び認定結果通知 		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

[分析項目1-1-1] 令和4年4月1日に大学院学校教育研究科（修士課程）人間教育専攻現代教育課題総合コースを教育探究総合コースに改称し高度学校教育実践専攻に配置、高度学校教育実践専攻子ども発達支援コースを特別支援教育コース及び幼児教育コースに再編、学習指導力開発コースを学習指導力・ICT教育実践力開発コースに改称した。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目1-2-1】 大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員を配置していること	・認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1（改正前基準）		
	・認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】様式1		
【分析項目1-2-2】 教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと	※基幹教員制度を導入している場合 ・認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1（改正後基準）		
	・教員の年齢別・性別内訳（別紙様式1-2-2）		
	1-2-2 教員の年齢別・性別内訳		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること				
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目1-3-1] 教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること	・教員組織と教育組織の対応表（別紙様式1-3-1） 1-3-1 教員組織と教育組織の対応表			
	・組織体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定） 1-3-1-01 鳴門教育大学 学則	第12, 13, 19条		
	1-3-1-02 鳴門教育大学 教育研究組織規則	第2, 5, 10条		
	・責任体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定） 1-3-1-01 鳴門教育大学 学則	第25条	再掲	
	1-3-1-02 鳴門教育大学 教育研究組織規則	第6, 10条の2	再掲	
	・責任者の氏名が分かる資料 1-3-1-03 鳴門教育大学 役職者一覧			
	1-3-1-04 鳴門教育大学 コース長及び領域・分野責任者等一覧			
	[分析項目1-3-2] 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること	・規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式1-3-2） 1-3-2 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（教授会）		
		・教授会等の運営規定等 1-3-2-01 鳴門教育大学 教授会規則	第3条	
[分析項目1-3-3] 全学的見地から、学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が機能していること		・規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式1-3-3） 1-3-3 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（教育研究評議会）		
	・運営規定等 1-3-3-01 鳴門教育大学 教育研究評議会規則	第4条		
【特記事項】				
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。				
[分析項目1-3-2] 教授会に係る開催頻度の規定はないが、運用上原則毎月1回（第4水曜日）開催に加え、臨時開催もしており、教育活動に係る重要事項について継続的・安定的に審議しているといえる。（令和6年度開催実績：18回開催）また、学則第25条の改正に伴い、教授会規則を令和7年6月に一部改正した。				
[分析項目1-3-3] 教育研究評議会に係る開催頻度の規定はないが、運用上原則毎月1回（第2水曜日）開催としており、全学的見地から教育研究活動について継続的・安定的に審議しているといえる。（令和6年度開催実績：12回開催）				
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。				
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす				
【優れた成果が確認できる取組】				
【改善を要する事項】				

II 基準ごとの自己評価

領域2 内部質保証に関する基準

: 「該当なし」

基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-1-1] 大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること	・内部質保証に係る責任体制等一覧（別紙様式2-1-1） 2-1-1 内部質保証に係る責任体制等一覧		
	・明文化された規定類 2-1-1-01 鳴門教育大学 自己点検・評価規則		
	2-1-1-02 鳴門教育大学 自己点検・評価委員会規程		
	2-1-1-03 鳴門教育大学 内部質保証に関する方針		
[分析項目2-1-2] それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること	・教育研究上の基本組織一覧（別紙様式2-1-2） 2-1-2 教育研究上の基本組織一覧		
	2-1-2-01 鳴門教育大学 第3期中期目標期間（4年目終了時評価）結果		
	2-1-2-02 鳴門教育大学大学院 認証評価結果		
	・明文化された規定類 1-3-1-01 鳴門教育大学 学則	第10条	再掲
	1-3-1-02 鳴門教育大学 教育研究組織規則	第7, 9, 10条の3	再掲
	2-1-1-03 鳴門教育大学 内部質保証に関する方針		再掲
	2-1-2-03 鳴門教育大学 学校教育学部教務委員会規程	第5条	
	2-1-2-04 鳴門教育大学 大学院学校教育研究科教務委員会規程	第5条	
	・評価実施年度における当該共同学科等の教育課程に関する報告書（関与するすべての大学の名義で作成されたもの）		

【分析項目2-1-3】 施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること	・質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-3） 2-1-3 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧		
	・明文化された規定類 2-1-3-01 鳴門教育大学 総務委員会規程	第1-5条	
	2-1-3-02 鳴門教育大学 情報システム運用管理委員会規程	第1-7条	
	2-1-3-03 鳴門教育大学 附属図書館運営委員会規程	第1-5条	
	2-1-3-04 鳴門教育大学 学生支援委員会規程	第1-5条	
	2-1-3-05 鳴門教育大学 就職委員会規程	第1-5条	
	2-1-3-06 鳴門教育大学 国際交流委員会規程	第1-5条	
	2-1-3-07 鳴門教育大学 学校教育学部入学試験委員会規程	第1-5条	
	2-1-3-08 鳴門教育大学 学校教育学部入学試験委員会専門部会要項		
	2-1-3-09 鳴門教育大学 大学院学校教育研究科入学試験委員会規程	第1-5条	
	2-1-3-10 鳴門教育大学 大学院学校教育研究科入学試験委員会大学院入学者選抜方法検討専門部会要項		
	2-1-2-03 鳴門教育大学 学校教育学部教務委員会規程	第1-5条	再掲
	2-1-2-04 鳴門教育大学 大学院学校教育研究科教務委員会規程	第1-5条	再掲
	【分析項目2-1-4】 研究活動、地域貢献活動又は教育の国際化の組織的取組が行われている場合には、その質保証について責任をもつ体制を整備していること（より望ましい取組として分析）	・研究活動、地域貢献活動及び教育の国際化の組織的取組の質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-4）	
・明文化された規定類			
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-2-1] それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を有していること (1) 学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること (2) 教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること (3) 学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること	・ 明文化された規定類		
	2-1-1-03 鳴門教育大学 内部質保証に関する方針		再掲
[分析項目2-2-2] 教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準に照らした判断を行うことが定められていること	・ 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-2） 2-2-2 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧		
	・ 明文化された規定類 2-1-1-03 鳴門教育大学 内部質保証に関する方針		再掲
	1-1-1-03 四国地域大学ネットワーク機構 教職連携委員会規則		再掲
[分析項目2-2-3] 施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること	・ 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-3） 2-2-3 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧		
	・ 明文化された規定類 2-1-1-03 鳴門教育大学 内部質保証に関する方針		再掲
[分析項目2-2-4] 機関別内部質保証体制において、関係者（学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みを設けていること	・ 意見聴取の実施時期、内容等一覧（別紙様式2-2-4） 2-2-4 意見聴取の実施時期、内容等一覧		
	・ 明文化された規定類 2-2-4-01 鳴門教育大学 令和6年度「学生による授業評価」実施要領		
	2-2-4-02 鳴門教育大学の教育等に関するアンケート実施要領		
	2-2-4-03 鳴門教育大学 令和5年度学生生活実態調査実施要項		
	2-2-4-04 鳴門教育大学 令和6年度追跡調査実施要項		
	2-1-3-08 鳴門教育大学 学校教育学部入学試験委員会専門部会要項		再掲
	2-1-3-10 鳴門教育大学 大学院学校教育研究科入学試験委員会大学院入学者選抜方法検討専門部会要項		再掲
	・ 検討、立案、提案の責任主体一覧（別紙様式2-2-5） 2-2-5 検討、立案、提案の責任主体一覧		
[分析項目2-2-5] 機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価を基に受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること	・ 明文化された規定類 2-1-1-03 鳴門教育大学 内部質保証に関する方針		再掲
	2-2-5-01 鳴門教育大学の内部質保証に関する体制		

<p>【分析項目2-2-6】 機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること</p>	<p>・実施の責任主体一覧（別紙様式2-2-6） 2-2-6 実施の責任主体一覧 ・明文化された規定類 2-1-1-03 鳴門教育大学 内部質保証に関する方針 2-2-5-01 鳴門教育大学の内部質保証に関する体制</p>		
<p>【分析項目2-2-7】 機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること</p>	<p>・明文化された規定類 2-1-1-03 鳴門教育大学 内部質保証に関する方針 2-2-5-01 鳴門教育大学の内部質保証に関する体制</p>		再掲 再掲
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p>			
<p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目2-3-1】 自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果を上げていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること	・計画等の進捗状況一覧（別紙様式2-3-1） 2-3-1 計画等の進捗状況一覧		
	2-3-1-01 鳴門教育大学 大学院定員確保タスクフォース検討結果の概要		
	2-3-1-02 鳴門教育大学 大学院説明会（令和6年度大学院説明会日程表）		
	2-3-1-03 鳴門教育大学 教職大学院パンフレット（現職向け）		
	2-3-1-04 鳴門教育大学 教職大学院遠隔教育プログラムパンフレット		
	2-3-1-05 鳴門教育大学 教職大学院遠隔教育プログラム入学者推移		
	2-3-1-06 鳴門教育大学 令和7年度第1回自己点検・評価委員会議事録		
【分析項目2-3-2】 機関別内部質保証体制の中で、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等		
【分析項目2-3-3】 機関別内部質保証体制の中で、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等		
	・領域4、5、6の各基準に関して学生等が主体的に作成し、機関別内部質保証体制として確認した報告書等を添付文書とすることができる。		
【分析項目2-3-4】 質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること（より望ましい取組として分析）	・該当する第三者による検証等の報告書		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目2-4-1】 学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること	・明文化された規定類		
	2-1-1-03 鳴門教育大学 内部質保証に関する方針		再掲
	2-2-5-01 鳴門教育大学の内部質保証に関する体制		再掲
	1-3-3-01 鳴門教育大学 教育研究評議会規則	第4条	再掲
	2-4-1-01 鳴門教育大学 大学改革推進体制		
	2-4-1-02 鳴門教育大学 企画戦略室設置要項		
	・新設や改廃に関する機関別内部質保証体制で審議された際の議事録と当該関係資料		
	2-4-1-03 鳴門教育大学 令和2年度経営協議会議事要録・資料（抜粋）		
	2-4-1-04 鳴門教育大学 令和2年度教育研究評議会議事要録・資料（抜粋）		
	2-4-1-05 鳴門教育大学 令和3年度教育研究評議会議事要録・資料（抜粋）		
2-4-1-06 鳴門教育大学 令和6年度教育研究評議会議事要録・資料（抜粋）			
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること					
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲		
[分析項目2-5-1] 教員の採用及び昇格等にあたって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること	・教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（別紙様式2-5-1） 2-5-1 教員の採用・昇任の状況(過去5年分)				
	・明文化された規定類 2-5-1-01 鳴門教育大学 教員選考基準に関する規則				
	2-5-1-02 鳴門教育大学 教員選考規程				
	・学士課程における教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料 2-5-1-03 鳴門教育大学 教員公募要領（サンプル）				
	2-5-1-04 鳴門教育大学 教育研究評議会議事要録（採用報告）				
	・大学院課程における教育研究上の指導能力（専門職学位課程にあつては教育上の指導能力）に関する評価の実施状況が確認できる資料 2-5-1-03 鳴門教育大学 教員公募要領（サンプル）			再掲	
	2-5-1-04 鳴門教育大学 教育研究評議会議事要録（採用報告）			再掲	
	[分析項目2-5-2] 教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること	・教員業績評価の実施状況（別紙様式2-5-2） 2-5-2 教員業績評価の実施状況			
		・明文化された規定類 2-5-2-01 鳴門教育大学 自己点検・評価実施要項			
		2-5-2-02 鳴門教育大学 自己点検・評価スケジュール			
・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（実施要項、業績評価結果の報告書等） 2-5-2-03 鳴門教育大学 「教員による自己評価（最終報告書）」に対する学長評価					
2-5-2-04 鳴門教育大学 優秀教員表彰制度実施要項					
[分析項目2-5-3] 評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること		・評価結果に基づく取組（別紙様式2-5-3） 2-5-3 評価結果に基づく取組			
		・反映される規定がある場合は明文化された規定類 2-5-2-01 鳴門教育大学 自己点検・評価実施要項			再掲
		・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（業績評価に関連する規定、実施要項、業績評価結果の報告書等） 2-5-3-01 鳴門教育大学 コース予算「研究経費」配分方針			
		2-5-3-02 鳴門教育大学 令和4～6年度教員の業績評価結果一覧			
		・継続的に研究成果を創出するために必要な措置や処遇等に関する規定がある場合は明文化された規定類 2-5-3-03 鳴門教育大学 職員の介護休業等に関する規程			
	2-5-3-04 鳴門教育大学 職員の育児休業等に関する規程				

<p>[分析項目2-5-4] 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること</p>	<p>・FDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-4） 2-5-4 FDの内容・方法及び実施状況一覧 2-5-4-01 鳴門教育大学 TF報告書（FD推進体制の再構築TF）</p>		
<p>[分析項目2-5-5] 教育活動を展開するために必要な教育支援者や指導補助者（教育補助者）が配置され、それらの者が適切に活用されていること</p>	<p>・教育支援者、指導補助者（教育補助者）一覧（別紙様式2-5-5） 2-5-5 教育支援者、指導補助者（教育補助者）一覧 ・教務関係等事務組織図及び事務職員の事務分掌、配置状況が確認できる資料 2-5-5-01 鳴門教育大学 事務職員現員表(R7) 2-5-5-02 鳴門教育大学 事務組織図 2-5-5-03 鳴門教育大学 事務体制図(R7) 2-5-5-04 鳴門教育大学 事務分掌細則 ・教育活動に関わる技術職員、図書館専門職員等の配置状況が確認できる資料 2-5-5-01 鳴門教育大学 事務職員現員表(R7) ・演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する助手等の配置状況、活用状況が確認できる資料 2-5-5-05 鳴門教育大学 センター職員現員表(R7) ・指導補助者（教育補助者）を配置している場合は、その定義・業務内容や採用等に係る手続きに関する規定、配置状況及び活用状況が確認できる資料 2-5-5-06 鳴門教育大学 ティーチング・アシスタントの実施に関する取扱い 2-5-5-07 鳴門教育大学 令和6年度TA配置状況</p>		再掲
<p>[分析項目2-5-6] 教育活動を展開するために必要な教育支援者や指導補助者（教育補助者）が担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること</p>	<p>・教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-6） 2-5-6 教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧 ・指導補助者（教育補助者）に対してのマニュアルや研修等内容、実施状況が確認できる資料 2-5-5-06 鳴門教育大学 ティーチング・アシスタントの実施に関する取扱い 2-5-6-01 鳴門教育大学 TAへの研修資料</p>		再掲
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>[分析項目2-5-3] 研究専念期間の設定、産休・育休等ライフイベントに対応した研究環境維持のための措置などを設定している。</p>			
<p>[分析項目2-5-4] 令和7年度から、内部質保証の中核を担う自己点検・評価委員会とFD委員会が構造的に機能する内部質保証のサイクルを構築している。例えば、FD委員会において、教育改善について検討する際の要素として学生の授業評価を取り入れ、改善が必要な事項を精査する。続いて、改善が必要な事項については、専攻会議に改善依頼、さらに各コース・教員で教育改善を行う。改善状況については、自己点検・評価委員会が把握し自己評価報告書を作成する。自己評価報告書において改善状況を可視化することにより、組織的に改善状況を把握することが可能となる。</p>			
<p>[分析項目2-5-6] TA全員を対象に、採用決定後から業務従事開始日までオンデマンド形式でオリエンテーション実施、令和7年6月1日時点で11名が受講済。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

II 基準ごとの自己評価

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

: 「該当なし」

基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-1-1] 毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること	・直近年度の財務諸表		
	3-1-1-01_令和6年度財務諸表		
	・上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書		
	3-1-1-02_鳴門教育大学 令和6年度監事監査報告書		
[分析項目3-1-2] 教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること	3-1-1-03_鳴門教育大学 令和6年度独立監査人の監査報告書		
	・予算・決算の状況(過去5年間分)が分かる資料(別紙様式3-1-2)		
	3-1-2_予算・決算の状況(過去5年間分)が分かる資料		
	・分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類		
	3-1-2-01_鳴門教育大学 予算と決算が30パーセント以上乖離している項目の理由		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-2-1] 大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること	・管理運営のための組織（法人の役員会、経営協議会、教育研究評議会等が、法人としての業務以外で大学の教育研究活動に係る運営において役割を有する場合は、それらを含む。）の設置、構成等が確認できる資料（根拠となる規定を含む。）		
	3-2-1-01 鳴門教育大学 役員会規則		
	3-2-1-02 鳴門教育大学 経営協議会規則		
	1-3-3-01 鳴門教育大学 教育研究評議会規則		再掲
	・大学の学長と大学を設置する法人の長が異なる場合は、責任の内容と所在が確認できる資料		
[分析項目3-2-2] 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること	・役職者の名簿		
	1-3-1-03 鳴門教育大学 役職者一覧		再掲
	・法令遵守事項一覧（別紙様式3-2-2） ・危機管理体制等一覧（別紙様式3-2-2）		
[分析項目3-2-3] 研究の実施に関して高等教育機関として相応しい規程、方針等が整備され、優れた成果を上げていること（より望ましい取組として分析）	3-2-2 法令遵守事項、危機管理体制等一覧		
	・研究の実施に関する方針等一覧（別紙様式3-2-3） ・研究の支援・推進制度等一覧（別紙様式3-2-3）		
	・研究の実施に関する方針等の内容を示す資料		
	・研究の支援・推進制度等によって優れた成果が得られていることを示す資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-3-1] 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること	・管理運営に係る組織一覧（部署ごとの人数（分析項目2-5-5教育支援者を含む。））（別紙様式3-3-1）		
	3-3-1 事務組織一覧		
	・根拠となる規定類		
	3-3-1-01 鳴門教育大学 事務組織規程		
	・管理運営に係る組織の組織図		
[分析項目3-3-2] 教育の国際化を推進する組織を有する場合は、当該組織が優れた機能を有し、成果を上げていること（より望ましい取組として分析）	2-5-5-02 鳴門教育大学 事務組織図		再掲
	2-5-5-03 鳴門教育大学 事務体制図(R7)		再掲
	・教育の国際化を推進する組織一覧（別紙様式3-3-2）		
	・根拠となる規定類		
	・優れた成果が分かる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-4-1] 教員と事務職員等とが適切な役割分担の下、必要な連携体制を確保していること	・教職協働の状況（別紙様式3-4-1）		
	3-4-1 教職協働の状況		
	・根拠となる規定類		
	3-4-1-01 鳴門教育大学 予算・財務管理委員会規程	第2条	
	2-1-3-07 鳴門教育大学 学校教育学部入学試験委員会規程	第2条	再掲
	2-1-3-09 鳴門教育大学 大学院学校教育研究科入学試験委員会規程	第2条	再掲
	2-1-2-03 鳴門教育大学 学校教育学部教務委員会規程	第2条	再掲
	2-1-2-04 鳴門教育大学 大学院学校教育研究科教務委員会規程	第2条	再掲
	2-1-3-04 鳴門教育大学 学生支援委員会規程	第2条	再掲
	2-1-3-05 鳴門教育大学 就職委員会規程	第2条	再掲
	2-1-3-06 鳴門教育大学 国際交流委員会規程	第2条	再掲
	2-1-3-03 鳴門教育大学 附属図書館運営委員会規程	第2条	再掲
	3-4-1-02 鳴門教育大学 附属学校運営委員会規程	第2条	
	3-4-1-03 鳴門教育大学 学術研究推進委員会規程	第2条	
	3-4-1-04 鳴門教育大学 安全管理委員会規程	第2条	
[分析項目3-4-2] 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること	・SDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式3-4-2）		
	3-4-2 SDの内容・方法及び実施状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-5-1] 監事が適切な役割を果たしていること	・ 監事に関する規定		
	1-3-1-01 鳴門教育大学 学則	第2条	再掲
	3-5-1-01 鳴門教育大学 監事監査規程		
	3-5-1-02 鳴門教育大学 監事監査実施基準		
	・ 監事による監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の監事監査計画書、監事監査報告書、監事による意見書等）		
	3-5-1-03 鳴門教育大学 令和6年度監事監査計画		
	3-1-1-02 鳴門教育大学 令和6年度監事監査報告書		再掲
[分析項目3-5-2] 法令の定めに従って、会計監査人による監査が実施されていること	・ 監事が置かれていない場合は、直近年度の地方自治体における監査委員等の監査結果		
	・ 会計監査人の監査の内容・方法が確認できる資料（直近年度の監査計画書等）		
	3-5-2-01 鳴門教育大学 監査計画概要説明書 報告・説明資料		
[分析項目3-5-3] 独立性が担保された主体により内部監査を実施していること	・ 財務諸表等の監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の会計監査人による監査報告書等）		
	3-1-1-03 鳴門教育大学 令和6年度独立監査人の監査報告書		再掲
	・ 組織図又は関係規定（独立性が担保された主体であることが確認できるもの）		
	3-5-3-01 鳴門教育大学概要2025（運営・教育研究組織図抜粋）		
[分析項目3-5-4] 監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間で、情報共有を行っていること	・ 内部監査に関する規定		
	3-5-3-02 鳴門教育大学 内部監査規程		
	・ 監査の実施状況等が確認できる資料（直近年度の内部監査報告書等）		
	3-5-3-03 鳴門教育大学 令和6年度 内部監査結果報告書（受託事業）		
	・ 監査の連携状況が具体的に確認できる資料（直近年度の協議、意見交換の議事録等）		
3-5-4-01 鳴門教育大学 第1回～第5回 監事との意見交換会議事概要			
3-5-4-02 鳴門教育大学 第1回四者協議会概要			
3-5-4-03 鳴門教育大学 あずさ監査法人の監査計画説明会議事概要			
3-5-4-04 鳴門教育大学 令和6年度第11回役員会議事要録・資料（内部監査報告）			
3-5-4-05 鳴門教育大学 令和6年度あずさ監査法人と学長とのディスカッション議事概要			
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-6-1] 法令等が公表を求める事項を公表していること	・法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式3-6-1） 3-6-1 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

：「該当なし」

基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目4-1-1] 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1（改正前基準）		
	認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】様式1		再掲
	※基幹教員制度を導入している場合 ・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1（改正後基準）		
	・ 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧（別紙様式4-1-1） 4-1-1 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧		
[分析項目4-1-2] 法令が定める実習施設等が設置されていること	・ 附属施設等一覧（別紙様式4-1-2） 4-1-2 附属施設等一覧		
[分析項目4-1-3] 施設・設備における安全性について、配慮していること	・ 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮の状況（別紙様式4-1-3） 4-1-3 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮状況		
[分析項目4-1-4] 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境を整備し、それが有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）等 4-1-4-01_鳴門教育大学 学術情報基盤実態調査(コンピュータ及びネットワーク編)		
[分析項目4-1-5] 大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査（大学図書館編） 4-1-5-01 鳴門教育大学 令和6年度学術情報基盤実態調査		
[分析項目4-1-6] 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること	・ 自主的学習環境整備状況一覧（別紙様式4-1-6） 4-1-6 自主的学習環境整備状況一覧		

<p>【分析項目4-1-7】 研究成果を継続的に生み出すための研究環境が十分に整備され、効果的に利用されていること（より望ましい取組として分析）</p>	<p>・研究環境整備状況一覧（別紙様式4-1-7）</p>		
<p>【分析項目4-1-8】 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が、社会からの期待に対応して行う活動（例えば、公開講座・履修、大学図書館の一般市民利用、技術相談、学習機会としての社会貢献活動）に効果的に利用されていること（より望ましい取組として分析）</p>	<p>・社会からの期待に対応して行う活動一覧（別紙様式4-1-8）</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</p>			
<p>【活動取組4-1-A】 教育DXの一環として、共通講義B棟におけるハイフレックス授業環境及びEdTech活用の協働学習実践環境の整備を完了（令和7年3月）。</p>	<p>4-1-A-01 鳴門教育大学「教育DXによる講義棟学修環境整備」</p>		
	<p>4-1-A-02 鳴門教育大学 PRTIMES プレスリリース（学修環境整備）</p>		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】 【活動取組4-1-A】 学部学生、現職教員学生、地域の学校現場等、本学としての広域かつ多様なニーズを持つ学習者に対して、より選択性（まなびやすさ）が高い主体的な学修、対面と遠隔のベストミックスによる柔軟な授業設計、授業者・学習者間同士間での協働的な学びが可能となっている。 ICT活用指導力に加えて、データリテラシー等を身につけた実践的指導力をもつ教員の養成に向け、最新のデジタル技術（電子黒板、デジタル教科書、デジタルコンテンツ等）を活用した講義・演習等の実現が可能となっている。</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること				
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲	
【分析項目4-2-1】 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること	・相談・助言体制等一覧（別紙様式4-2-1）			
	4-2-1 相談・助言体制等一覧			
	・保健（管理）センター、学生相談室、就職支援室等を設置している場合は、その概要や相談・助言体制（相談員、カウンセラーの配置等）が確認できる資料			
	4-2-1-01 鳴門教育大学 相談・助言体制			
	4-2-1-02 鳴門教育大学 心身健康センターのしおり			
	4-2-1-03 鳴門教育大学 学生なんでも相談室パンフレット			
	4-2-1-04 鳴門教育大学 就職支援室ウェブページ			
	・各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料（取扱要項等）			
	4-2-1-05 鳴門教育大学 ハラスメントの防止等に関する規程			
	4-2-1-06 鳴門教育大学 ハラスメントの相談への対応に関する実施要項			
【分析項目4-2-2】 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること	4-2-1-07 鳴門教育大学 ハラスメントの防止のためのガイドライン			
	・生活支援制度の学生への周知方法（刊行物、プリント、掲示等）が確認できる資料			
	4-2-1-08 鳴門教育大学 心身健康センターウェブページ			
	4-2-1-09 鳴門教育大学 学生なんでも相談室ウェブページ			
	4-2-1-04 鳴門教育大学 就職支援室ウェブページ			
	・生活支援制度の利用実績が確認できる資料			
	4-2-1-10 鳴門教育大学 R6年度就職支援室利用者・相談件数調			
	・課外活動に係る支援状況一覧（別紙様式4-2-2）			
	4-2-2 課外活動に係る支援状況一覧			
	【分析項目4-2-3】 留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・留学生への生活支援の内容及び実施体制（別紙様式4-2-3）		
4-2-3 留学生への生活支援の内容及び実施体制				
・留学生に対する外国語による情報提供（健康相談、生活相談等）を行っている場合は、その資料				
4-2-3-01 鳴門教育大学 外国人留学生の手引き2024（日・英版）				
4-2-3-02 鳴門教育大学 外国人留学生の手引き2024（日・中版）				
4-2-3-03 鳴門教育大学 学生相談窓口案内（英語版）				
【分析項目4-2-4】 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・障害のある学生等に対する生活支援の内容及び実施体制（別紙様式4-2-4）			
	4-2-4 障害のある学生等に対する生活支援の内容及び実施体制			
	・障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領等の規定類			
4-2-4-01 鳴門教育大学 障害差別解消法教職員対応規則				
4-2-4-02 鳴門教育大学 障害学生支援委員会規程				

<p>[分析項目4-2-5] 学生に対する経済面での援助を行っていること</p>	・ 経済的支援の整備状況、利用実績一覧（別紙様式4-2-5）		
	4-2-5 経済的支援の整備状況、利用実績一覧		
	・ 奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知が確認できる資料		
	4-2-5-01 鳴門教育大学 奨学金制度の窓口(ウェブページ)		
	・ 日本学生支援機構奨学金等の利用実績が確認できる資料		
	4-2-5-02 鳴門教育大学 日本学生支援機構奨学金選考資料(R6年度)		
	・ 大学独自の奨学金制度等を有している場合は、その制度や利用実績が確認できる資料		
	4-2-5-03 鳴門教育大学 SEO奨学金基金（大学）用資金要項		
	4-2-5-04 鳴門教育大学 SEO奨学金基金（大学）選考資料(R6年度)		
	・ 入学料、授業料免除等を実施している場合は、その基準や実施状況が確認できる資料		
	4-2-5-05 鳴門教育大学 入学料、授業料及び寄宿料の免除等に関する規程		
	4-2-5-06 鳴門教育大学 授業料免除選考基準（入学料・寄宿料免除含む）		
	4-2-5-07 鳴門教育大学 入学料免除選考資料(R6年度)		
	4-2-5-08 鳴門教育大学 授業料免除選考資料(R6年度)		
・ 学生寄宿舎を設置している場合は、その利用状況（料金体系を含む。）が確認できる資料			
4-2-5-09 鳴門教育大学 学生宿舎入居者現員表(R6年度末)			
・ 上記のほか、経済面の援助の利用実績が確認できる資料			
4-2-5-10 鳴門教育大学 学内ワークスタディ(学生支援業務・進路相談業務)実施要項			
4-2-5-11 鳴門教育大学 附属図書館学内ワークスタディ従事者選考要項			
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
<p>【活動取組4-2-A】 就職支援室を中心としたきめ細やかな就職支援活動により、学校教育学部については、44の国立教員養成大学・学部の中で全国トップレベルの教員就職率を維持している。</p>	4-2-A-01 鳴門教育大学 令和6-7年度就職支援行事		
	4-2-A-02 鳴門教育大学 プレスリリース（教員就職率全国第1位）		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】 【活動取組4-2-A】 就職支援においては、元公立学校長をアドバイザーとして配置し、教員採用試験対策ガイダンス等の実施や相談・指導業務を行っているだけでなく、実技指導能力等（音・美・体・英）の教育支援を担当する教員を配置することで幅広い支援を可能としている。 教育採用試験ガイダンスでは、教師に求められる資質を育成するため、教職に必要な素養をベースに、教育改革の現状や方向性、学習指導、生徒指導、特別な配慮や支援を必要とする子供への対応、情報教育等を柱に実施している。また、近年では、教師離れが世間的にも叫ばれていることから、学生の教員志望に対する意欲にアプローチしたプログラムを新設した。 以上のことから、令和6年3月卒業者の教員就職率は87.9%で、44の国立教員養成大学・学部の中で第1位（2年連続）であり、母数を卒業生全体で計算した場合の教員就職率も合わせると直近15年間で12回目という、全国的に見ても高い教員就職率を維持している。</p>			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域5 学生の受入に関する基準

: 「該当なし」

基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目5-1-1】 学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること	・学生受入方針が確認できる資料		
	5-1-1-01 鳴門教育大学 学生受入方針 (学部)		
	5-1-1-02 鳴門教育大学 学生受入方針 (大学院)		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目5-2-1】 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること	・ 入学者選抜の方法一覧（別紙様式5-2-1）		
	5-2-1 入学者選抜の方法一覧		
	・ 入試委員会等の実施組織及び入学者選抜の実施体制が確認できる資料		
	2-1-3-07 鳴門教育大学 学校教育学部入学試験委員会規程		再掲
	2-1-3-09 鳴門教育大学 大学院学校教育研究科入学試験委員会規程		再掲
	・ 入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等		
	5-2-1-01 鳴門教育大学 入学者選抜試験実施要項（学部）前期		
	5-2-1-02 鳴門教育大学 入学者選抜試験実施要項（大学院）R6.8月日程		
	・ 面接、実技試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料（面接要領等）		
	5-2-1-01 鳴門教育大学 入学者選抜試験実施要項（学部）前期	P23	再掲
	5-2-1-02 鳴門教育大学 入学者選抜試験実施要項（大学院）R6.8月日程	P27	再掲
	5-2-1-03 鳴門教育大学 入学者選抜試験実施要項（学部）（推薦Ⅰ型）	P6	
	5-2-1-04 鳴門教育大学 入学者選抜試験実施要項（学部）（推薦Ⅱ型）	P16	
	5-2-1-05 鳴門教育大学 大学院学校教育研究科入学者選抜口述試験の実施に関する申合せ		
	5-2-1-06 令和9年度鳴門教育大学入学者選抜試験（令和8年度実施）における入学者選抜方法及び大学入学共通テストの利用教科・科目等（予告）		
・ 学士課程については、個別学力検査及び大学入学共通テストにおいて課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合に2年程度前に予告・公表されたもので直近のもの			
5-2-1-06 令和9年度鳴門教育大学入学者選抜試験（令和8年度実施）における入学者選抜方法及び大学入学共通テストの利用教科・科目等（予告）		再掲	

<p>【分析項目5-2-2】 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること</p>	<p>・学生の受入状況を検証する組織、方法が確認できる資料</p> <p>2-1-3-08 鳴門教育大学 学校教育学部入学試験委員会専門部会要項</p> <p>2-1-3-10 鳴門教育大学 大学院学校教育研究科入学試験委員会大学院入学選抜方法検討専門部会要項</p> <p>・学生の受入状況を検証し、入学選抜の改善を反映させたことを示す具体的事例等</p> <p>5-2-1-06 令和9年度鳴門教育大学入学選抜試験（令和8年度実施）における入学選抜方法及び大学入学共通テストの利用教科・科目等（予告）</p> <p>5-2-2-01 鳴門教育大学 オンライン入試における大学院入学試験の実施方法について</p> <p>5-2-2-02 鳴門教育大学 2021(令和3)年度学外特別選抜試験（→オンライン特別選抜）</p> <p>5-2-2-03 鳴門教育大学 大学院入学試験委員会議事要録等（抜粋）</p> <p>5-2-2-04 鳴門教育大学 学部入学試験委員会議事要録（抜粋）</p> <p>5-2-2-05 鳴門教育大学 卒業（修了）生追跡調査集計結果（R2～R6）</p>		<p>再掲</p> <p>再掲</p> <p>再掲</p>
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目5-3-1】 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式2		
	認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】様式2		
	・ 実入学者数が「入学定員を大幅に超える」、又は「大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

領域6 基準の判断 総括表

鳴門教育大学

組織 番号	教育研究上の 基本組織	基準 6-1	基準 6-2	基準 6-3	基準 6-4	基準 6-5	基準 6-6	基準 6-7	基準 6-8	備考
01	学校教育学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）
02	学校教育研究科 人間教育専攻	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
03	学校教育研究科 高度学校教育実践専攻	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								教職大学院認証評価（教員養成評価機構）

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【活動取組6-3-A】 大学等連携推進法人の教学上の特例措置（連携開設科目）を活用し、四国5国立大学が広域的に連携して全国初となる「連携教職課程」を令和5年度から運営しており、教職課程の魅力化、高度化を実現している。	6-3-A-(01)-01 鳴門教育大学ウェブページ		
	6-3-A-(01)-02 国大協広報誌「国立大学」vol74 (P16)		
	6-3-A-(01)-03 四国地域大学ネットワーク機構 連携教職課程科目一覧		
	6-3-A-(01)-04 国立大学法人評価委員会通知 意欲的な評価指標の指定に係る基本的な考え方について (抜粋)		
【活動取組6-3-B】 教員に求められる資質・能力の体系を再編成し、学生は自らの学びの指針として、大学教員は各担当授業で育成をめざす力量の観点として活用する「鳴門パースペクティブ」に基づく新カリキュラムを展開するとともに、学生の成績や省察記録等の学修データをAIが可視化・分析する「教員養成学修可視化システム（セルデザ）」を活用した「セルフデザイン型学修」を実践することにより、令和の日本型学校教育を先導できる「主体的に学び、創造的に実践する教師」を養成している。	6-3-B-(01)-01 鳴門教育大学 鳴門パースペクティブ構造イメージ		
	6-3-B-(01)-02 鳴門教育大学 セルフデザイン型学修マニュアル		
	6-3-B-(01)-03 鳴門教育大学 ディプロマ・サブリメントイメージ		
	6-3-B-(01)-04 鳴門教育大学 PRTIMESプレスリリース（「セルデザ」リリース）		
【優れた成果が確認できる取組】			
【活動取組6-3-A】 現在、四国5国立大学による連携教職課程では、「美術（中・高）」「家庭（中・高）」「情報（高）」の運営を行っている。各大学の教育リソースを共有し「美術：14科目、家庭：14科目、情報：18科目」を連携開設科目として開設することにより、幅広い領域の授業科目の提供や、一部科目においては単独大学だけでは困難である著名な専門家を招聘した科目の提供が可能となるなど、教員需要の減少期における「広域分散協働型教員養成モデル」を提示している。 この取組は、各種教育関係誌・メディアや文部科学省における「教員養成大学・学部等の「特色ある好事例」、「先進的な取組等）」として取り上げられており、注目を浴びているだけでなく、国立大学法人評価委員会から、達成水準が高いと判断される「意欲的な評価指標」に指定されている。			
【活動取組6-3-B】 規準適用型教員養成から自己伸長型教員養成への転換として、教員に求められる資質・能力の体系を「鳴門パースペクティブ」として整理し、セルフデザイン型学修を中軸とするカリキュラムの見直しを行った。 さらに、「教員養成学修可視化システム（セルデザ）」の開発を行い、修得した単位・成績から教員に求められる資質・能力を可視化すること、学生自身の学修履歴や省察記録から学修状況を随時に把握すること、AIによる学修データの可視化・分析することを可能にし、学生の学びを教員と共有して学生を個別最適にファシリテートできる指導体制を整備した。これより、学修経過・成果の可視化やAI伴走型指導に基づくセルフデザイン型学修の実践が可能となり、自己伸長型教員養成を実現している。 併せて、セルフデザイン型学修の展開を促すために、講義棟を「ハイフレックス授業環境」及び「EdTechを活用した協働学修実践環境」として改修、整備した。 また、継続して学修に取り組めるよう、蓄積された定量・定性データからAIが分析したフィードバックを受けることができ、卒業時には「ディプロマ・サブリメント（教員としての能力証明書）」として自身の学修成果が発行される。 なお、令和7年度からセルフデザイン型学修の学びを統合する場として、地域の課題に学生自らの課題意識に基づいて取り組む「鳴教大生セルデザクエスト」を開講している。			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	<ul style="list-style-type: none"> 標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 6-8-1-(00) 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	<ul style="list-style-type: none"> 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む) 6-8-2-(00) 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
【特記事項】			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・策定された学位授与方針 6-1-1-(02)-01 鳴門教育大学 学位授与方針 (修士課程)		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
<input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・策定された教育課程方針		
	6-2-1-(02)-01 鳴門教育大学 教育課程方針 (修士課程)		
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-(02)-01 鳴門教育大学 学位授与方針 (修士課程)		再掲
	6-2-1-(02)-01 鳴門教育大学 教育課程方針 (修士課程)		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別)		
	6-3-1-(02)-01 鳴門教育大学 履修の手引き (修士課程)	P.10-12	
	・体系的が確認できる資料(カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等)		
	6-3-1-(02)-02 鳴門教育大学 鳴門パースペクティブによる学修成果可視化表 (修士課程) 6-3-1-(02)-03 鳴門教育大学 DP (修士) と鳴門パースペクティブの体系整理表		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・学則等の授業科目の時間数に関する規定		
	1-3-1-01 鳴門教育大学 学則	第47, 77条	再掲
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-(02)-01 鳴門教育大学 R7(2025) シラバス (修士 和文)		
	・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況が分かる資料		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合は、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	6-3-3-(02)-01 鳴門教育大学 入学者の既修得単位の取扱いに関する規程		
[分析項目6-3-4] 大学院課程(専門職学位課程を除く。)においては、学位論文(特定の課題についての研究の成果を含む。)の作成等に係る指導(以下「研究指導」という。)に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文(特定課題研究の成果を含む。)指導体制が確認できる資料(規定、申告書等)		
	6-3-4-(02)-01 鳴門教育大学 研究指導教員の業務に関する要項		
	6-3-4-(02)-02 鳴門教育大学 学位規程		
	6-3-4-(02)-03 鳴門教育大学 学位授与の手続に関する細則		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	6-3-4-(02)-04 鳴門教育大学 学年歴 (修士課程)		
	6-3-4-(02)-05 鳴門教育大学 修士課程 年間行事予定		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	6-3-4-(02)-06 鳴門教育大学 各コース長等及び領域・分野責任者への依頼 6-3-4-(02)-07 鳴門教育大学 【学生向け】リーフレット (研究活動：日本語版三つ折り) 6-3-4-(02)-08 鳴門教育大学 【学生向け】リーフレット (研究活動：英語版三つ折り) 6-3-4-(02)-09 鳴門教育大学 不正防止マニュアル (ウェブページ) の紹介		

	<ul style="list-style-type: none"> ・ T A ・ R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、 T A ・ R Aの採用、活用状況が確認できる資料 		
	2-5-5-07 鳴門教育大学 令和6年度TA配置状況		再掲
	2-5-6-01 鳴門教育大学 TAへの研修資料		再掲
	6-3-4-(02)-10 鳴門教育大学 令和6年度採用計画調書 (RA)		
	6-3-4-(02)-11 鳴門教育大学 リサーチ・アシスタント実施要項		
	6-3-4-(02)-12 鳴門教育大学 RAオリエンテーション説明資料		
<p>[分析項目 6-3-5] 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授業科目の開設状況が確認できる資料 (コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別) 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料 		
<p>[分析項目 6-3-6] 連携法曹基礎課程を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連携法科大学院の入学者に求められる基礎的な学識及び能力を修得させるために必要な教育を行うための連携法曹基礎課程における教育課程の編成が確認できる資料等 (その他の連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続を図るために必要な措置も含む。) 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連携法曹基礎課程における成績評価の基準 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連携法曹基礎課程における教育の実施のために必要な連携法科大学院を設置する大学の協力に関する事項が分かる資料 		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目6-3-4】「学年歴」備考に記載の「学位論文計画書の提出期限」等の事項に加え、各コース・分野で、論文審査、発表会等の予定事項を追記する等して学生に周知している。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【活動取組6-3-A】 教員に求められる資質・能力の体系を再編成して作成した「鳴門パースペクティブ」に基づいた新カリキュラムを展開するとともに、学生の成績や省察記録等の学修データをAIが可視化・分析する「教員養成学修可視化システム（セルデザ）」を活用した「セルフデザイン型学修」を実践することにより、令和の日本型学校教育を先導できる「主体的に学び、創造的に実践できる教師」を養成している。	6-3-B-(01)-01 鳴門教育大学 鳴門パースペクティブ構造イメージ		
	6-3-B-(01)-02 鳴門教育大学 セルフデザイン型学修マニュアル		
	6-3-B-(01)-03 鳴門教育大学 ディプロマ・サブリメントイメージ		
	6-3-B-(01)-04 鳴門教育大学 PRTIMESプレスリリース（「セルデザ」リリース）		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【活動取組6-3-A】 規準適用型教員養成から自己伸長型教員養成への転換として、教員に求められる資質・能力の体系を「鳴門パースペクティブ」として整理し、セルフデザイン型学修を中軸とするカリキュラムの見直しを行った。 さらに、「教員養成学修可視化システム（セルデザ）」の開発を行い、修得した単位・成績から教員に求められる資質・能力を可視化すること、学生自身の学修履歴や省察記録から学修状況を随時に把握すること、AIによる学修データの可視化・分析することを可能にし、学生の学びを教員と共有して学生を個別最適にファシリテートできる指導体制を整備した。これより、学修経過・成果の可視化やAI伴走型指導に基づくセルフデザイン型学修の実践が可能となり、自己伸長型教員養成を実現している。 併せて、セルフデザイン型学修の展開を促すために、講義棟を「ハイフレックス授業環境」及び「EdTechを活用した協働学修実践環境」として改修、整備した。 また、継続して学修に取り組めるよう、蓄積された定量・定性データからAIが分析したフィードバックを受けることができ、卒業時には「ディプロマ・サブリメント（教員としての能力証明書）」として自身の学修成果が発行される。			
【改善を要する事項】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-3-4-(02)-04 鳴門教育大学 学年歴 (修士課程)		再掲
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果を上げていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-3-4-(02)-04 鳴門教育大学 学年歴 (修士課程) ・シラバス 6-3-2-(02)-01 鳴門教育大学 R7(2025) シラバス (修士 和文)		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)、又はURL等)、学生便覧等関係資料 6-3-2-(02)-01 鳴門教育大学 R7(2025) シラバス (修士 和文) 6-4-3-(02)-01 鳴門教育大学 大学院学校教育研究科授業概要(シラバス)の作成について 6-4-3-(02)-02 鳴門教育大学 ウェブページ シラバス掲載ページ		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4) 6-4-4-(02) 教育上主要と認める授業科目 ・シラバス 6-3-2-(02)-01 鳴門教育大学 R7(2025) シラバス (修士 和文)		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

<p>【分析項目6-4-10】 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料 		
<p>【分析項目6-4-11】 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料 		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1-(02) 履修指導の実施状況		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2-(02) 学修相談の実施状況		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3-(02) 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-(02)-01 鳴門教育大学 インターンシップ案内		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4-(02) 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-(02)-01 鳴門教育大学 チューター制度実施要項		
	6-5-4-(02)-02 鳴門教育大学 チューター区分について		
	6-5-4-(02)-03 鳴門教育大学 2024チューター一覧		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-(02)-04 鳴門教育大学 時間割（英文）		
	6-5-4-(02)-05 鳴門教育大学 R7(2025) シラバス（修士 英文）		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
4-2-4-02 鳴門教育大学 障害学生支援委員会規程		再掲	
6-5-4-(02)-06 鳴門教育大学 学生なんでも相談室規程			
・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料			
6-5-4-(02)-07 鳴門教育大学 外国人留学生向け日本語補講（令和6年度前期・後期）			
・学習支援の利用実績が確認できる資料			
6-5-4-(02)-08 鳴門教育大学 相談件数集計表			
[分析項目6-5-5] 正規学生が海外で学習する機会を提供し、有効に活用されていること（より望ましい取組として分析）	・国内学生海外派遣実績（別紙様式6-5-5）		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	6-6-1-(02)-01 鳴門教育大学 大学院成績評価のガイドライン		
	6-6-1-(02)-02 鳴門教育大学 成績評価に係る留意事項について		
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-3-1-(02)-01 鳴門教育大学 履修の手引き (修士課程)	P.6-8	再掲
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-(02)-01 鳴門教育大学 成績分布図 (修士課程)		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-(02)-02 鳴門教育大学 成績管理のフローチャート		
	・GPA制度の目的と実施状況について分かる資料		
	6-6-3-(02)-02 鳴門教育大学 成績管理のフローチャート		再掲
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-(02)-01 鳴門教育大学 成績評価の異議申立てに関する申合せ		
	6-3-1-(02)-01 鳴門教育大学 履修の手引き (修士課程)	P.83-85	再掲
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-(02)-02 鳴門教育大学 法人文書管理規程	P.17-18	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6-6-4] 鳴門教育大学成績評価の異議申立てに関する申合せ」における「成績評価異議申立書の提出」について、提出のプロセスを含む規定のあり方を整理しており、令和7年度中の改正を検討している。なお、令和6年度における申立ての件数は0件であり、令和7年7月開催の学部教務委員会及び大学院教務委員会においてその旨を報告予定である。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	1-3-1-01 鳴門教育大学 学則	第73条	再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	6-3-4-(02)-02 鳴門教育大学 学位規程		再掲
[分析項目6-7-2] 大学院課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	6-7-2-(02)-01 鳴門教育大学 学位論文審査基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	6-3-4-(02)-02 鳴門教育大学 学位規程		再掲
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-3-1-(02)-01 鳴門教育大学 履修の手引き（修士課程）	P.6-8	再掲
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-(02)-01 鳴門教育大学 令和6年度第15回教授会（臨時）議事要録		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	6-3-4-(02)-02 鳴門教育大学 学位規程		再掲
	6-3-4-(02)-03 鳴門教育大学 学位授与の手続に関する細則		再掲
	6-7-2-(02)-01 鳴門教育大学 学位論文審査基準		再掲
	6-7-4-(02)-02 鳴門教育大学 修士課程論文の内容に関するガイドライン		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	6-3-4-(02)-02 鳴門教育大学 学位規程		再掲
	6-3-4-(02)-03 鳴門教育大学 学位授与の手続に関する細則		再掲
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-8-1】 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）		
	6-8-1-(00) 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-(02)-01 鳴門教育大学 修了生の教育職員免許状取得状況（令和7年3月修了） ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
【分析項目6-8-2】 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） 主な進学/就職先（起業者も含む。）		
	6-8-2-(00) 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL）		
	6-8-2-(02)-01 鳴門教育大学 令和7年度学校基本調査（卒業後の状況調査票）		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
	6-8-2-(02)-02 鳴門教育大学（写）国際協力キャリアガイド2024-25		
	6-8-2-(02)-03 鳴門教育大学 PNG現地新聞202503 6-8-2-(02)-04 鳴門教育大学 国際開発ジャーナル2024.7 大学の国際化最前線		
【分析項目6-8-3】 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-(02)-01 鳴門教育大学 教育等に関するアンケート（修士R2-R6）分析報告		
【分析項目6-8-4】 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-(02)-01 鳴門教育大学 修了生追跡調査集計結果（R2～R6）		
【分析項目6-8-5】 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-(02)-01 鳴門教育大学 教育等に関するアンケート（教育長・学校長）分析報告		
【分析項目6-8-6】 教育の国際化の優れた取組により、その取組の目的に則した学習成果の向上が図られていること（より望ましい取組として分析）	・教育の国際化の取組の概要及びその結果が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：教職大学院認証評価（教員養成評価機構）

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【活動取組6-3-A】 日本人学生（現職経験者）と国際教育協力（JICA）の奨学金で学ぶ留学生（教育関係者）が共通の教育課題について議論する「学びの交流プログラム」を実施している。	6-3-A-(03)-01 鳴門教育大学 PRTIMESプレスリリース（学びの交流プログラム）		
	6-3-A-(03)-02 鳴門教育大学 国際教育協力研究 第17号 43-50 2023		
【活動取組6-3-B】 教員に求められる資質・能力の体系を再編成して作成した「鳴門パースペクティブ」に基づいた新カリキュラムを展開するとともに、学生の成績や省察記録等の学修データをAIが可視化・分析する「教員養成学修可視化システム（セルデザ）」を活用した「セルフデザイン型学修」を実践することにより、令和の日本型学校教育を先導できる「主体的に学び、創造的に実践する教師」を養成している。	6-3-B-(01)-01 鳴門教育大学 鳴門パースペクティブ構造イメージ		
	6-3-B-(01)-02 鳴門教育大学 セルフデザイン型学修マニュアル		
	6-3-B-(01)-03 鳴門教育大学 ディプロマ・サブリメントイメージ		
	6-3-B-(01)-04 鳴門教育大学 PRTIMESプレスリリース（「セルデザ」リリース）		
【優れた成果が確認できる取組】			
<p>【活動取組6-3-A】 本学は、開発途上国の教員、教育行政職員などの外国人留学生を大学院（修士）の正規課程で多数受け入れており、日常的に多様な価値観や文化に触れる機会が整っている。 本取組は、その特徴を生かし、文化的多様性に対応できるリーダー教員を育成するために、教職大学院の日本人学生と留学生が、共通の教育課題に対して、グループワークによる意見交換及び全体発表を通じて多様な考え方や共通点等を確認し、日本人同士ではなし得なかった能力向上や意識の変革に資する取組である。本取組は、学生から好評価を得ており、学生アンケート結果等の分析から以下の点について確認できた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本人学生が留学生の持つ指導観・価値観との相違に気づいたこと ・グループワークでの協働の経験により日本人学生が文化的多様性に対応することに前向きな姿勢を見せたこと なお、令和7年度から本取組のコマ数を拡大している（2コマ→4コマ）			
<p>【活動取組6-3-B】 規準適用型教員養成から自己伸長型教員養成への転換として、教員に求められる資質・能力の体系を「鳴門パースペクティブ」として整理し、セルフデザイン型学修を中軸とするカリキュラムの見直しを行った。 さらに、「教員養成学修可視化システム（セルデザ）」の開発を行い、修得した単位・成績から教員に求められる資質・能力を可視化すること、学生自身の学修履歴や省察記録から学修状況を随時に把握すること、AIによる学修データの可視化・分析することを可能にし、学生の学びを教員と共有して学生を個別最適にファシリテートできる指導体制を整備した。これより、学修経過・成果の可視化やAI伴走型指導に基づくセルフデザイン型学修の実践が可能となり、自己伸長型教員養成を表現している。 併せて、セルフデザイン型学修の展開を促すために、講義棟を「ハイフレックス授業環境」及び「EdTechを活用した協働学修実践環境」として改修、整備した。 また、継続して学修に取り組めるよう、蓄積された定量・定性データからAIが分析したフィードバックを受けることができ、卒業時には「ディプロマ・サブリメント（教員としての能力証明書）」として自身の学修成果が発行される。</p>			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【活動取組6-4-A】 派遣型での就学が困難な現職教員等を対象に、働きながら学び続けることを可能にする「教職大学院遠隔教育プログラム」を令和4年度から新設している。	6-3-A-(01)-01 鳴門教育大学ウェブページ		
	2-3-1-04 鳴門教育大学 教職大学院遠隔教育プログラムパンフレット		再掲
	6-4-A-(03)-01 鳴門教育大学 教職大学院遠隔教育プログラム授業科目一覧		
【優れた成果が確認できる取組】			
<p>【活動取組6-4-A】 遠隔教育プログラムは、通学生と同様のカリキュラムを履修するが、フレックスタイム・カリキュラム制、かつ主に「オンデマンド型」と「リアルタイム型」のオンライン授業を組み合わせ実施している。また、スクーリングやオンラインゼミで、他県や異校種の学修者がクロスオーバーする協働的な学びも可能となっている。 働きながら学ぶメリットとしては、実践と理論を融合・一体化させる学修として、大学院での学びをタイムリーに実践・検証することで仕事と学びの好循環を図ることであり、学校実習においても実習での学びを即時に生かせる仕組みを構築し、大学教員の訪問指導や遠隔指導による伴走型指導体制の充実を図っている。 なお、本取組は文部科学省における「教員養成大学・学部等の「特色ある好事例」、「先進的な取組等）」として取り上げられている。</p>			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-8-1】 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 6-8-1-(00) 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率		
【分析項目6-8-2】 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む) 6-8-2-(00) 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
【特記事項】			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			